

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月24日
照会部署名 佐原年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用調査課長) 山田 良一
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 山岡

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—063	本部受付番号 No. 2010—886
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更届の対象となる報酬月額の取扱いについて

(内容)

- ・月給者が4月に昇給し、6月役員就任により役員報酬となり支払日変更。
- ・給与の支払は、一般社員は末日締 翌月15日支払、役員は末日締 当月15日支払。

5月15日 (4/1~4/30) 421,309円 (基本給昇給)

6月15日 (5/1~5/31) 421,309円

(6/1~6/30) 500,000円 (役員報酬に変更)

7月15日 (7/1~7/31) 700,000円 (役員報酬昇給)

3回の固定的賃金の変動に伴い3回の月額変更が想定されるが、6月の支払分は一般従業員として勤務した5月勤務分と、役員に就任した月である6月勤務分の「2カ月分」の報酬が支払われている。この場合の6月の報酬月額の取扱いについて、ご教示願いたい。

(対応案)

6月は一般社員分(5/1~5/31)と役員報酬分(6/1~6/30)の2ヶ月分が支給されているので、合算し2で割り1ヶ月分の報酬とする。

また、合算し61で割り30を掛け1ヶ月分の報酬とすることも考えられるが、給与が月給をベースにしているので前者の取扱いとする。

(ブロック本部回答)

当該案件の取扱いについては、諸規定において示されているものは無く、機構本部からの情報提供(2010-67)や疑義照会回答(2010-308)においても示されていないため、本部へ疑義照会を行なって頂くようお願いします。

回答日 平成22年8月24日

回答部署名 南関東ブロック本部厚年適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(G長) 川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

随時改定における標準報酬月額の基礎となった報酬月額と比較すべき報酬は、現に使用されている事業所において継続した3月間(各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を3で除して得た額と規定されています。

本事例については、一般社員から役員への身分変更によって、給与体系の変更が行われたことに伴い、6月に一般社員給与及び役員報酬が混在して支払われ、比較すべき報酬の要素となる6月単月が、この混在によって高額となってしまい、当該身分変更に即した報酬とならないことから、1月分の実績(一の給与計算期間)が完全に確保されている給与等が、単月に混在している場合に限っては、「本来その月の被保険者の身分変更に即した報酬」のみを比較すべき報酬の要素として算入する取り扱いとすることが妥当です。

したがって、6月の報酬は、6月役員就任による身分変更に即した役員報酬として支払われた報酬のみを算定の基礎とすることになります。

回答日 平成22年12月17日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 高橋 勝
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----